

神戸市遠距離通学援助費支給要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市が神戸市立の小学校に在籍する児童若しくは神戸市立の中学校に在籍する生徒又は「神戸市の学齢児童及び生徒並びに幼児に係る教育事務等の西宮市に対する事務委託に関する規約（以下「規約」という。）」に基づき西宮市立の小学校に在籍する児童若しくは西宮市立の中学校に在籍する生徒の通学に係る費用を援助すること（以下「援助」という。）によって、当該児童又は生徒の保護者に生じる経済的負担の軽減を図ることを目的とし、援助の実施に関して必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号の掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保護者 親権を行使する者、未成年後見人その他教育長が特に認める者のことをいう。
- (2) 合理的経路 児童又は生徒が、居所から小学校又は中学校へ通学するにあたり、合理的かつ安全と認められる通学経路をいう。
- (3) 通学距離 合理的経路における徒歩通学距離又は公共交通機関利用距離をいう。

(援助の対象)

第3条 援助は、神戸市立の小学校若しくは中学校又は規約に基づき西宮市立の小学校若しくは中学校へ、日常的に公共交通機関を利用して通学する児童及び生徒（以下「対象児童生徒」という。）の保護者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 片道の通学距離が2 km以上の児童及び3 km以上の生徒の保護者
- (2) 教育長が特に認める者

(対象除外)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは援助の対象から除外する。ただし、教育長が特に認める場合は、この限りではない。

- (1) 他の法令等により通学費用の助成又は補助の適用を受けている児童又は生徒の保護者
- (2) 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則（昭和28年教育委員会規則第9号）第9条第1項の規定による指定学校の変更が認められている児童又は生

徒の保護者(神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則別表2第3項第2号に基づき,指定学校の変更を認める地区を定める要綱別表第2の規定による指定学校の変更が認められている児童又は生徒の保護者を除く)

- (3) 神戸市学齢児童及び学齢生徒の就学に関する規則第10条第2項の規定による区域外就学が認められている児童又は生徒の保護者
- (4) 兵庫中学校北分校及び丸山中学校西野分校に在籍する生徒の保護者

(援助の申請)

第5条 援助を受けようとするもの(以下「申請者」という。)は教育長に対し,申請を行わなければならない。ただし,第3条に基づき援助の対象とされたものであって,対象児童生徒が同一校において進級し,居所から小学校又は中学校への通学経路に変更がないことが確認できた保護者については,引き続き援助を受けることができるものとする。

- 2 前項の申請及び確認の方法は,教育長が別に定める。

(認定の通知)

第6条 教育長は,前条の申請を受理したときは,遅滞なく審査を行い,援助の可否を決定するとともに,その結果をすみやかに申請者及び学校長に通知するものとする。

(援助対象期間)

第7条 援助の対象となる期間は,各年度における4月1日から3月31日までとする。

- 2 各年度の途中で新たに援助の対象となった者に対する援助は,その事実の生じた日から実施する。
- 3 援助の対象者に転居,転出等の異動が生じた場合及び通学費に変更があった場合には,援助の停止又は変更は原則としてその事実の生じた日からそれぞれ実施する。

(援助の方法)

第8条 援助の方法について,次の各号のとおりとする。

- (1) 対象児童生徒(規約に基づき西宮市立の小学校若しくは中学校に在籍する児童及び生徒を除く)がバスを利用して通学する場合,教育長は第6条の規定による援助の認定を受けた申請者(以下「被認定者」という。)に対して,次条に定める神戸市通学パスを交付する。
- (2) 対象児童生徒が電車を利用して通学する場合,教育長は交通事業者から提供を受けた通学定期券を被認定者に交付する。

(3) 前各号によることができない場合は、教育長は被認定者に援助費を支給する。

(神戸市通学パス制度)

第9条 対象児童生徒（規約に基づき西宮市立の小学校若しくは中学校に在籍する児童及び生徒を除く）がバスを利用して通学する場合における利便性の向上を目的として、次の各号に定めるとおり教育長は神戸市通学パス（以下「通学パス」という。）を発行するものとする。

- (1) 通学パスは、市が各交通事業者との協定に基づき、通学定期券に代わるものとして、被認定者に交付する。
- (2) 通学パスの券面には、番号、交通機関、利用範囲、有効期間、対象児童生徒が在籍する学校及び学年、対象児童生徒の氏名及び年齢、発行年月日を記載する。
- (3) 通学パスは、通学パスの券面に記載された対象児童生徒のみ使用することができる。
- (4) 通学パスの有効期間は1年以内とする。

(通学パスの再交付)

第10条 前条の通学パスを受けた者が、次の各号の一に該当するときは、教育長は通学パスの再交付ができるものとする。

- (1) 火災・風水害により通学パスを焼失等し、り災証明書の提出があるとき。
- (2) 通学パスの盗難に遭い、又は紛失し、警察への被害届、又は遺失届があるとき。

(定期券購入実績の報告)

第11条 第8条第3号の方法により援助を受ける被認定者は、学校長を経由して通学定期券の写し等を提出することにより、教育長に通学定期券等の購入実績の確認を受けなければならない。

(異動報告)

第12条 被認定者の受給要件に異動があったときには、当該学校長は、速やかに教育長に報告し、その指示を受けなければならない。

(援助の対象でなくなったときの届け出)

第13条 被認定者は、転居その他の理由により援助の対象でなくなったときは、学校長を経由して教育長に対し、速やかに届け出なければならない。

- 2 教育長は、第8条第1号の方法により援助を受ける被認定者から前項の届け出を受けたときは、すでに交付済みの通学パスをただちに返還させるものとする。
- 3 教育長は、第8条第2号の方法により援助を受ける被認定者から第1項の届け出

を受けたときは、すでに交付済みの通学定期券をただちに返還させ、交通事業者から精算を受けるものとする。

- 4 教育長は、第8条第3号の方法により援助を受ける被認定者から第1項の届け出を受けたときは、すでに交付済みの援助費の全部または一部を返還させるものとする。

(援助の停止等)

第14条 教育長は、次の各号の一に該当する事実を認めたときは、被認定者及び当該事実に関する者に対して、将来にわたって援助を停止することができる。

- (1) 被認定者が不実の申請により援助の認定を受けたとき。
- (2) 通学パス又は通学定期券を不正に使用した又は使用させたとき。
- (3) 不正な使用のため、通学パス又は通学定期券を改ざん・複製したとき。

2 教育長は、前項の各号に規定する事実を認めたときは、被認定者に対して、援助のために要した経費の全額又は一部の支払いを求めることができる。

3 通学パス（複製を含む。）が不正に使用され又は使用されようとしたとき、当該交通事業者は、通学パス（複製を含む。）を無効として回収することができる。

(補則)

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附則

この要綱は、平成27年6月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附則（平成29年3月23日決裁）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附則（平成30年3月26日決裁）

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

附則（平成30年3月29日決裁）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附則（平成30年12月17日決裁）

この要綱は、平成31年1月1日から施行する。